

令和4年8月24日
日本原子力発電（株）

東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 （ヒアリングコメントリスト）

| No. | 年月日 | 説明項目 | 確認事項 | 回答内容 | 回答日 |
|-----|----------|------|---|----------------------------------|-----------|
| 1 | 2022/8/4 | 全般 | 周辺監視区域の変更箇所は「復旧予定」ではなく、「復旧する」に記載を改めること | コメントどおり資料の記載を修正 | 2022/8/24 |
| 2 | 2022/8/4 | 全般 | 周辺監視区域の変更は一時的であることを記載すること | コメントどおり資料の記載を修正 | 2022/8/24 |
| 3 | 2022/8/4 | 全般 | 周辺監視区域の復旧については、「なお、…」書きでなく、明確に記載すること | コメントどおり資料の記載を修正 | 2022/8/24 |
| 4 | 2022/8/4 | 全般 | 参照している設置許可がいつ許可になった申請書なのか明記すること | コメントどおり資料の記載を修正 | 2022/8/24 |
| 5 | 2022/8/4 | 工事範囲 | 「土砂の一時的な仮置き」について記載を整理すること | 土砂の一時的な仮置きについて、他箇所にも追記 | 2022/8/24 |
| 6 | 2022/8/4 | 工事範囲 | 図2の縮尺があっていないので必要性も含めて整理すること | 図を削除 | 2022/8/24 |
| 7 | 2022/8/4 | 整合性 | 東海発電所側の「周辺監視区域施設管理基準」が記載されていないので追記すること | コメントどおり資料の記載を追記 | 2022/8/24 |
| 8 | 2022/8/4 | 工事範囲 | 図1①の段階で標識を付けないように見えるため、記載を修正すること。 | 標識を付けるのは図1②のタイミングとなるため、記載修正不要 | 2022/8/24 |
| 9 | 2022/8/4 | 工事範囲 | 周辺監視区域変更した箇所の出入口の監視について説明すること | 監視員の配置について追記 | 2022/8/24 |
| 10 | 2022/8/4 | 被ばく | 人の居住に着目した場合の実効線量評価は、隣接事業所の周辺監視区域を含んで評価しているため、冒頭に考え方を記載すること | コメントどおり資料の記載を追記 | 2022/8/24 |
| 11 | 2022/8/4 | 被ばく | 設置許可において平常時被ばく評価で「非居住区域境界」というワードは出てこないなので適切に修正すること | 「隣接事業所の周辺監視区域を含んだ周辺監視区域境界」に記載を修正 | 2022/8/24 |
| 12 | 2022/8/4 | 被ばく | 事故時において「敷地境界は変更しない」としているが、東二は「周辺監視区域を元に戻すから問題ない」という旨の記載を適正化すること | コメントどおり資料の記載を修正 | 2022/8/24 |
| 13 | 2022/8/4 | 被ばく | 立地指針に基づく重大・仮想事故の最大線量の評価方位についても示すこと | コメントどおり資料の記載を追記 | 2022/8/24 |
| 14 | 2022/8/4 | 被ばく | 表3-1 に設置許可（添付九）に記載している「人の居住に着目した場合の実効線量」の評価結果の表を追記すること | コメントどおり資料の記載を追記 | 2022/8/24 |